

女性スポーツ研究センター管理運営規程

1. 改正日及び制定日

平成26年8月1日

2. 改正及び制定理由

平成26年度文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に大学院スポーツ健康科学研究科より、女性スポーツ研究に特化した研究拠点を整備すべく「女性スポーツ研究センター」として事業申請し、平成26年度～平成30年度までの5年間の事業が採択されました。

同事業は、学内に拠点を置き、継続した実施体制が求められることから、継続的かつ安定的に研究の推進を図っていくために、学校法人順天堂組織機構図へ追加し、管理・運営について定めた当該規程を制定したい。

3. 改正及び制定内容

(1) 学校法人順天堂組織機構図にスポーツ健康科学研究科の研究組織として「女性スポーツ研究センター」を追加し、スポーツ健康医科学研究所と並列で配置する。

(2) 女性スポーツ研究センターの管理運営に関する規程を制定する。

以上

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科女性スポーツ研究センター（以下「女性スポーツ研究センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(女性スポーツ研究センターの目的)

第2条 女性スポーツ研究センターは、順天堂大学（以下「本学」という。）における女性スポーツ研究活動の一層の発展を図ることを目的とする。

(施設)

第3条 女性スポーツ研究センターの施設は、さくらキャンパス及び本郷・お茶の水キャンパス内に置く。

(利用者)

第4条 女性スポーツ研究センターの利用者は、本学の教職員、学生等、共同研究を行う他機関の研究員及びスポーツ健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）が認めた者とする。

2 女性スポーツ研究センターの利用者は、利用者登録を行わなければならない。

3 利用者は、女性スポーツ研究センターの施設、装置及び機器（以下「機器等」という。）について、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。故意又は過失により機器等を損傷又は破損した場合は、センター長に届け出て、損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(センター長及び副センター長)

第5条 女性スポーツ研究センターにセンター長1名を置く。ただし、必要あるときは、副センター長1名ないし2名を置くことができる。

2 センター長及び副センター長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教職員の配置)

第6条 女性スポーツ研究センターに、別に定める教職員を配置する。

2 教職員は、センター長の指示に基づき、目的達成に必要な業務を行う。

(運営委員会)

第7条 女性スポーツ研究センターの運営に関し次の事項を審議し、センター長及び研究科長に建言するため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) 予算及び決算に関すること

(2) 施設の利用に関すること

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること

(4) 第10条に定める運営要領の改廃に関すること

(5) センター長及び研究科長からの諮問事項

2 委員会は、前項の審議にあたり、利用者の意見を十分に尊重するものとする。

(委員会の構成)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 女性スポーツ研究センターの教職員よりセンター長から推薦された者

(2) 女性スポーツ研究センターの登録利用者のうちよりセンター長から推薦された者

(3) スポーツ健康科学研究科から推薦された者

(4) 委員会が必要と認めた者

2 委員は、センター長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長を置き、委員会からの推薦に基づき研究科長が委嘱する。

5 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会に書記を置き、センター長の指名する者がこれにあたり、委員会の事務を処理する。

7 委員長に事故があるときは、委員長がセンター長の承認を得てあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(利用者会議)

第9条 センター長は、女性スポーツ研究センターの利用者の意見を反映し、女性スポーツ研究センターの円滑な運営を図るため、利用者会議を設けることができる。

(運営要領)

第10条 女性スポーツ研究センターの運営要領は委員会の議を経てセンター長が定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院スポーツ健康科学研究科委員会の議を経、理事会の承認を得て、研究科長が行う。

2 この規程の管理は、大学内の関係部署と連携し、研究推進支援センター及びさくらキャンパス事務部が行う。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。